

新旧対照表

【関税率表解説（平成23年11月18日財閥第1318号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品 (省 略)	第 24 類 たばこ及び製造たばこ代用品 (同 左)
24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス (省 略)	24.03 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス (同 左)
この項には、次の物品を含まない。 (省 略) <u>* *</u> <u>* *</u>	この項には、次の物品を含まない。 (同 左) (新 規)

号の解説2403.11

この号には、特に、たばこ、果実で香味付けをした糖蜜又は砂糖、グリセリン、芳香油及び芳香エキスの混合物から成るもの（例えば、Meassel、Massel）を含む。また、糖蜜又は砂糖を含有しないもの（例えば Tumbak、Ajami）も含む。ただし、この号には、水パイプ用でたばこを含有しない物品（例えば Jurak）を含まない（2403.99号）。

水パイプは、narguile、argila、boury、gouza、hookah、shisha、bubble-bubble等の名称でも知られている。